

VII. 豊かな自然環境で市民が潤い、活力あふれるまち（生活基盤）

市民一人ひとりが消費生活の知恵を身につけ、犯罪や事故に巻き込まれない安心安全な生活環境が整っています。環境に対する教育や啓発も施され、環境美化や環境保全活動を行っています。これらとともに、山林や水田の維持と海の持つ浄化作用によって、豊かな自然の機能を維持していくことにつながっています。

市民・事業所・行政が一体となって、景観に配慮しつつ資源やエネルギーを効率的・効果的に利用し、地球環境に負荷の少ない経済活動や市民活動を行っています。

市民それぞれが知恵を出し合って直面する困難を乗り越え、豊かな自然環境を守り、安心して生活できる環境が整うことで、心が潤いのびのびと活動できるまちになっています。



＜施策の方針 20＞環境にやさしい資源が活かされ循環するまちをつくる

豊かな自然環境の中で生活することの大切さを市民とともに考え、ごみの不法投棄対策や排出量の抑制、分別収集などの啓発に取り組み、人と自然が共生できる生活環境を守り続けていきます。山林や水田による水源涵養機能をはじめ、農山村地域が持つ多面的機能を守り活かし、かけがえのない自然環境と資源を次世代へつないでいきます。下水道の整備等により、川・海の浄化を行うことによって、水環境を守ります。市民や事業者、地域、行政が一体となって、ごみの発生抑制、再利用、再資源化を意識し、持続可能な循環型社会の実現をめざします。景観と調和した上で再生可能エネルギーの活用を推進し、節電やエコカー導入、公共交通の利用や有機農業の推進などの施策とあわせて、質素・儉約・勤勉である臼杵人の精神を貫いたまちづくりを推進します。

- 【具体的施策】 46.ごみの適正処理・減量化の推進
47.CO₂削減に向けたまちづくりの推進
48.多様で健全な森林への誘導

＜施策の方針 21＞安心安全な暮らしを守り支える

市民一人ひとりが安心安全に暮らせるよう、消防力の強化や救急体制の充実を図り、犯罪や交通事故のない明るいまちづくりに取り組みます。

虐待(DVなど)、消費者被害などの課題に対応できる相談体制を確立し、それぞれの状況に応じた対応を行うとともに、問題を未然に防ぐための啓発活動を推進します。

- 【具体的施策】 49.救急体制・消防力の充実
50.防犯・見守り体制の充実
51.交通安全対策の推進
52.安心安全な消費生活の実現
53.虐待(DV・子ども・高齢者・障がい者)予防・対策

VII-20-46 ごみの適正処理・減量化の推進

5年後のめざす姿

循環型社会の形成を図るため、ごみの減量化や資源化を進めます。市民、事業者・各種団体及び行政が連携・協力し、ごみの適正処理を行うことによって、ごみ処理に伴う環境負荷の低減をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 生ごみの排出抑制策として、生ごみを排出する際の水切り等を推奨する啓発を行うとともに、食品ロス削減のため、宴会時の開始30分間と終了10分前は出された食事を食べましょうという『3010運動』を推進しています。
- プラスチックごみの排出による海洋汚染が問題となっていることから、プラスチックごみ排出抑制策として2020(令和2)年7月よりレジ袋の有料化が義務づけられます。

【臼杵市の状況】

- 臼杵市で生じるごみのうち、臼杵地域の燃やせるごみは大分市へ、野津地域のごみすべてを豊後大野市に処理委託しています。
- 道路や地区内清掃等を行うボランティアの増加に伴い、道路や街中のごみの散乱が減少しています。さらに、道路やまちをきれいな状態に保つことによって、ごみをポイ捨てする人が減少しています。しかし、人目の付きにくい山間部等では、不法投棄が後を絶ちません。
- ごみ処理に係る経費を削減するため、ごみの排出抑制並びにごみ処理の広域化に向けた取組を進めており、大分市を中心とした6市(大分市、由布市、豊後大野市、竹田市、津久見市、臼杵市)による新環境センター(仮称)の建設を計画しています。
- 清掃ボランティアの育成及び支援並びに継続した環境啓発及び学習の機会の充実により、ごみのポイ捨て減少や排出抑制等に係る意識の醸成が期待できます。

施策の主な課題

- ① ごみの排出抑制及び適正処理の推進
- ② 3R運動(Reduce: 節約、Reuse: 再利用、Recycle: 再資源化)の推進
- ③ ポイ捨てや不法投棄の抑制対策
- ④ 清掃ボランティアの育成及び支援
- ⑤ 一般廃棄物(ごみ)広域処理の検討
- ⑥ 一般廃棄物(し尿)単独処理の検討



課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- ゴミの排出を少なくするようなライフスタイルに見直します。
- ゴミの分別は、地域ごとに定められたルールに沿って、正しく分別して出します。
- ゴミの野外焼却や不法投棄をしません。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 取り残されたゴミがあれば、区長やゴミステーションの管理者などと協力して、そのゴミの排出者への指導を行います。
- 地区内のごみ拾いや草刈りを定期的に協力して行います。
- 体の不自由な方のごみ出しのお手伝いをします。

【公助:行政が支援すること】

- ゴミの排出抑制及び適正処理、3R運動の推進
ゴミの排出抑制のため、3R運動を推進するとともに、ゴミを正しく分別できるように、ゴミ辞典やゴミ収集カレンダー等を通じて啓発を行います。
- ポイ捨てや不法投棄の抑制対策
ポイ捨て等の不法投棄を根絶するため、臼杵市クリーンサポーター制度⁶⁰を活用し、まちをきれいにしたいという市民意識の醸成を図ります。不法投棄をさせないための監視体制を強化します。
- 広域処理の検討
ごみ処理においては、6市による新環境センター(仮称)の建設を計画しています。広域処理に向けた取組の進捗状況については、市民にお知らせするとともに、スムーズに広域処理が実施されるための検討を行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成30)年度)	目標 (2024(令和6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	一般家庭からのゴミの焼却量	143.8 kg	140.3 kg	1人当たりの家庭系可燃ゴミの年間収集量
2	ゴミ収集時の分別不良による取り残し件数	6,011 件	4,500 件	臼杵市内(臼杵地域のみ)の各ステーションで回収時の取り残し実績数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市一般廃棄物処理基本計画(2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月)
- 臼杵市環境基本計画(2019(平成31)年4月～2029(令和11)年3月)



⁶⁰ 清掃ボランティアとして臼杵市に登録する制度。

VII-20-47 CO₂削減に向けたまちづくりの推進

5年後のめざす姿

地球温暖化対策への意識を高め、二酸化炭素排出量の抑制を図ります。

市民や地域の団体、事業者などが、日常生活における冷暖房の適正な温度管理、移動時の公共交通機関の利用などの促進をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 電力の固定価格買取制度の終了により、再生可能エネルギーとりわけ太陽光発電については、設備投資が鈍化すると見込まれています。
- 地球規模で進行するオゾン層破壊や地球温暖化の問題に対応するため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」に基づく、フロン類の適正処理を推進しています。

【白杵市の状況】

- エアコンの利用を抑制するための「クールビズ」や「ウォームビズ」の取組は定着してきています。
- 健康づくりも兼ねて公共交通機関や自転車等を利用して通勤を推奨するノーマイカーデーの運動も広がりつつあります。
- 市内に事業所用の太陽光発電設備が乱立はじめ、土地利用に関するトラブルが増加しています。
- 電気代が年々高くなることに伴い、省エネに対する市民意識は高くなってきました。これを機に、省エネに対する正しい知識や家庭でできる省エネ対策について、啓発及び教育の機会の充実を図ることが求められています。

施策の主な課題

- ① 「クールビズ」や「ウォームビズ」の実践
- ② エアコン使用について適正な温度管理の啓発
- ③ 電化製品使用時のこまめな電源オフの啓発
- ④ エコ製品や低公害車等の環境にやさしい製品購入の推奨



課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- エアコンは、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めます。
- 家庭における省エネ状況を把握するため、環境家計簿の導入に努めます。
- エコ製品やリサイクル製品など環境にやさしい製品の購入に努めます。
- 外出の際には、公共交通機関を利用するなどして、自家用車の使用抑制に努めます。
- 車の運転はエコドライブを励行し、短距離の使用を控え、健康のために歩きます。

【共助：お互いに助け合うこと】

- マイカーでの乗り合わせや日用品の共同購入利用でマイカー使用頻度を減らします。
- 打ち水や緑のカーテンづくりを共同で行います。
- 地域や学校で地球温暖化防止に関する情報を共有します。

【公助：行政が支援すること】

- 環境に関する啓発
環境問題に対する関心を持つてもらうために、各世代に対して、さまざまな視点から環境について学習する機会の創出を図ります。
- エコ製品や低公害車等の環境にやさしい製品購入
市が使用する設備は、エネルギー効率の良い環境にやさしい商品を購入します。
- 再生可能エネルギーの有効活用と自然環境の保全の両立
50開発を伴う大規模再生可能エネルギー施設の建設については、環境保全や災害防止等の観点を踏まえ、指導・監督体制を整えるとともに、再生可能エネルギーの有効活用と自然環境保全の両立を図ります。
- バイオマス産業都市構想の推進
農業、林業、漁業及び醸造業を軸に市民・事業者と連携して市内にある未利用材・焼酎かす・天ぷら油等の資源を活かして循環型社会の構築をめざします。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	環境出前講座の開催回数 【累計】	3 回	18 回	大分県や九州電力等による講師派遣回数並びに環境課職員による出前講座回数
2	臼杵市役所における温室 効果ガス排出量	5,893t	5,610t	臼杵市地球温暖化対策実行計画(第 3 期計画)

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市地球温暖化対策実行計画(第 3 期計画)(2018(平成 30)年 5 月～2023(令和 5)年 3 月)
- 臼杵市環境基本計画(2019(平成 31)年 4 月～2029(令和 11)年 3 月)
- 臼杵市バイオマス産業都市構想(2015(平成 27)年 7 月～2025(令和 7)年 6 月)



VII-20-48 多様で健全な森林への誘導

5年後のめざす姿

地域で森林を守る意識を高め、森林が持つ多面的機能の維持・増進を図り、健全で豊かな森を増やします。森林を地域で守り、育て、次世代に伝えていくため、「森林・林業の再生」「地域社会の活性化」「森林環境保護」を進めることをめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 活動支援交付金等の活用で、森林の施業集約化⁶¹などの補助を行っています。
- 森林環境譲与税⁶²の活用により、森林整備に対する手入れ不足の未整備林の把握及び整備を進めています。

【白杵市の状況】

- 各地区での説明会・報告会などにおいて、森林所有者及び関係者への整備の必要性などを説明することで、森林整備の重要性の理解を進めています。
- 森林環境譲与税を利用した未整備林の選定及び森林所有者への整備の促進・経営委託に関する説明を行い、今後の森林整備の推進を図っています。
- 森林環境の大切さについて、森林教育の推進を図っています。
- 森林の団地の拡大及び集約化を行い、森林経営計画の促進を図るとともに、自ら山の手入れを行う山主などを増やし、森林整備を進めています。
- 森林教育の推進により、健全な森林環境の拡大につなげることが必要です。

施策の主な課題

- ① 森林の多面的機能の維持・増進のための森林整備面積の拡大促進
- ② 森林教育に関して、市民への啓発活動及びボランティア活動の推進
- ③ 森林内でのごみの不法投棄の抑制
- ④ 森林所有者の高齢化による後継者の減少



⁶¹ 安定した事業量を確保し作業のコスト削減を図るために、施業地をまとめ、事業規模の拡大をはかること。

⁶² 手入れ不足で管理できていなかった森林に対して、森林整備・人材育成・木材利用の促進などの事業推進のために、国から各市町村及び県に分配された予算。

課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- 不法投棄をせず、ルールに従ってゴミを出します。
- 市が収集しないゴミは、事業系ゴミ処理業者へ処理を依頼します。
- 森林浴や山歩きを楽しめます。
- 自分の山は自分で守り、持続的な森林経営を行います。

【共助：お互いに助け合うこと】

- 共有林の管理を適正に行います。
- 山林・山道での見慣れない車両などを地域で監視し、声かけを行うなど不法投棄を許さない地域づくりを行います。
- 植林や清掃などボランティア活動に参加します。

【公助：行政が支援すること】

- 民有林の森林整備の促進

民有林等の団地化が進めば、有効な作業路の整備が行えるため、森林整備の促進が図られます。民間事業体からの、森林経営計画の新規及び変更の申請に対して、指導を行うとともに、一方で自ら山の手入れができるように研修会などで啓発活動を行い、森林整備の促進を図ります。

- 市有林整備による多面的機能の維持・増進

市有林整備を促進することにより、森林の持つ多面的機能の維持・増進が図られます。計画の更新を行うにあたり見直しを行い、今後のさらなる森林整備の推進を図ります。

- 森林教育の推進

不法投棄常習箇所などへの定期的なパトロール活動や、市有林を活用した森林教育を通して森林の果たす重要な役割について、子どもたちをはじめ、多くの市民に学んでもらう機会をつくります。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	民間事業体と協働して森林管理を行う森林面積【累計】	530 ha	1,030 ha	年間で、森林経営計画の森林所有者との同意形成がとれた面積
2	森林の多面的機能の維持・増進のための森林整備面積【累計】	239 ha	639 ha	市有林を整備した面積

施策の展開に関する個別計画

- 白杵市森林整備計画(2017(平成 29)年 4 月～2022(令和 4)年 3 月)

VII-21-49 救急体制・消防力の充実

5年後のめざす姿

幼少期から火災の怖さや命の大切さについて学び、防火意識の向上、応急手当の普及、救急車の適正な利用につなげます。消防施設などを活用した訓練や研修により消防職員・消防団員の現場活動対応能力の向上をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 「新大分県消防広域化推進計画」が2019(平成31)年3月に策定され、消防の広域化や連携・協力についての検討・協議を継続していく出発点としています。
- 多様化する消防団の役割を踏まえ、救助活動用資機材等の整備や消防団員の確保、待遇改善に向けた取組を進める必要があるとしています。

【白杵市の状況】

- 新消防庁舎の建設、消防救急無線のデジタル化、消防指令センター等、ハード面が整備され、ソフト面として、現場対応力の向上・人材育成に努めています。
- 人口減少や就業形態の変化に伴い、消防団員の確保を推進しています。
- 消防の広域化や連携・協力については、県下消防本部や県と検討・協議を行い、市民サービスの低下を招かないことが求められています。
- 各分団・部において、団員数が確保できず消防力が低下する恐れがあります。

施策の主な課題

- ① 現場対応能力の向上
- ② 消防通信指令業務の体制強化
- ③ 火災予防対策
- ④ 消防団を中心とした地域防災力の充実強化
- ⑤ 救急救命士育成
- ⑥ 市民への応急手当の普及



課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 119番の利用方法を理解し、救急車の適正な利用を心がけます。
- AEDの取り扱いや心肺蘇生法、応急手当など、救命講習を受講します。
- 防火・防災教育を受けます。
- 家庭に消火器や住宅用火災警報器を設置し、日頃から「火の用心」に心がけます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域ぐるみで救急車の適正利用について学びます。
- 防火・防災訓練を行い、地域防災力の向上に努めます。
- 「火の用心」の活動など地域で声かけを行います。

【公助:行政が支援すること】

● 現場対応能力の向上

消防学校等に入校し知識・技術習得に取り組みます。災害現場の指揮、消防活動能力のさらなる向上をめざし、救急、救助資機材及び消防機械器具等を活用した実動訓練に取り組みます。

● 消防通信指令業務の体制強化

機器取り扱い等に関する研修・訓練を継続して取り組み、通信指令業務の強化を図ります。

● 火災予防対策

広報車や消防訓練等で防火広報を行い、防火意識の向上に取り組みます。特に高齢者については住宅火災での死亡率が高いことから、高齢者宅を訪問し防火意識の向上に取り組みます。

● 消防団を中心とした地域防災力の充実強化

消防団員の定数確保に向け、消防団協力事業所表示制度⁶³の普及や、消防団離れが著しい若者の入団に対して周知活動に取り組みます。また、各分団・部の現状を把握し、団員数が確保できず消防力が低下する恐れのある分団・部については、消防力を保持するため統廃合も検討します。

● 救急救命士育成

計画的に救急救命士の育成に取り組みます。

● 市民への応急手当の普及

高齢者福祉施設等に働きかけ、救マーク制度⁶⁴の普及と救急救命講習会の実施に取り組みます。命の大切さについて学んでもらうため、小学生への救命入門コースの実施に取り組みます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成30)年度)	目標 (2024(令和6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	火災、救急、救助訓練の実施回数(年間)	134回 (2019(令和元)年度)	150回	各年度における訓練実施回数
2	救急車の現場到着時間の短縮	7.7分 (2019(令和元)年)	7.3分	救急年報
3	火災発生件数(年間)	21件 (2019(令和元)年)	14件	火災年報
4	消防団協力事業所認定数【累計】	7件	17件	消防団協力事業所の認定数
5	救急救命士資格の取得人數	22人 (2019(令和元)年度)	27人	救急救命士資格取得者数
6	学校や地域における救急救命講習会への参加者数	2,094人 (2019(令和元)年)	1,500人	救急救命講習会の年間受講者数
7	安心安全お届けサービスの実施件数【累計】	3,956件	4,100件	安心安全お届けサービスの実施件数の累計(野津地域のみ)

⁶³ 消防団活動にご理解いただける事業所を、市長がその社会貢献を認める制度。

⁶⁴ 迅速な救急車の手配や適切な応急手当等を施す体制が整っている施設であることを認める制度。

VII-21-50 防犯・見守り体制の充実

5年後のめざす姿

市民が自らを守る防犯意識を向上する取組や地域ぐるみでできる防犯活動の充実を図ります。市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯に対する意識を高めるとともに、地域における犯罪や交通事故だけではなく、特殊詐欺⁶⁵などの巧妙化かつ複雑化する新たな犯罪から市民を守れる体制の構築をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 全国的にも、さまざまな事件や事故が発生しており、地域での見守りはとても重要な役割を担っていることが認識されています。

【白井市の状況】

- 各地域での防犯パトロール隊による地道な活動は重要であり、市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つような仕組みづくりを支援するとともに、関係団体との連携強化に努めています。
- 防犯活動は、日々の積み重ねが重要であり、今後も地道な活動が求められています。

施策の主な課題

- ① 自主防犯パトロール隊の継続及び支援
- ② 防犯対策支援
- ③ 街路灯設置の支援



⁶⁵ オレオレ詐欺、架空詐欺、還付金詐など、電話その他の通信手段を用いて面識のない者をだまし、不正に入手した架空または他人名義の預貯金口座へ振り込ませるなどの詐欺。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 空き巣や自転車盗難などに遭わないように、鍵かけの習慣づけを行います。
- 日没後は、人通りの少ない暗い道を子ども一人で歩かせないようにします。
- 「まもメール」などに登録し、自分の住んでいる地域の不審者情報などを把握します。
- 防犯に対するパンフレットや防犯啓発番組などを見て知識を得ます。
- 「安心生活おまもりキット」に記載の連絡先等内容の確認及び更新を毎年行います。
- 固定電話を使用した特殊詐欺等についての未然防止の取組として、電話に「迷惑電話防止」の機能が備え付けられているものや「防犯対策電話録音機」等を設置します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 各地域の防犯パトロール隊を中心に、子どもの登下校時の見守りや声かけを行います。
- 地域の見守りにより不審者などへの対策を行います。
- 「安心生活おまもりキット」の利用を継続し高齢者の見守り体制を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 自主防犯パトロール隊への支援
臼杵市防犯協会連合会と連携を図り、自主防犯パトロール隊へ継続した支援を行います。
- 防犯対策の支援
市が設置した防犯カメラの維持費(電気代等)の継続した支援を行います。 固定電話を使用した特殊詐欺等についての未然防止の取組として、電話に「迷惑電話防止」の機能が備え付けられているものの利用や「防犯対策電話録音機」等の利用効果について、継続した啓発に取り組みます。
- 街路灯設置の支援
街路灯設置に関して、継続した支援を行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成30)年度)	目標 (2024(令和6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	自主防犯パトロール隊結成地域数(小学校区)	100.0% (2019(令和元)年)	100.0%	臼杵津久見警察署調べ
2	市民1,000人あたり刑法犯発生件数	2件 (2019(令和元)年)	2件	臼杵津久見警察署調べ

VII-21-51 交通安全対策の推進

5年後のめざす姿

市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ります。正しい交通マナーを守れるよう交通安全教育や啓発活動に取り組み、安心して生活できる交通安全対策や環境整備をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では、昨今の交通事故状況を踏まえ、高齢運転者及び未就学児等の交通安全について、事故防止対策に関するワーキングチームを設置し施策の検討を行っています。
- 県では、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全点検、安全運転サポート車⁶⁶の普及、限定免許制度の検討を行っています。

【白杵市の状況】

- 全国各地で高齢者による交通事故が多発し、県内でも発生しているため、少しでも高齢運転者による事故を減少させるために、運転免許証の自主返納を進めるべく、運転免許証の自主返納支援を継続しています。
- 子どもや高齢者等が安全な通行を確保するために、交通安全点検や施設整備を進めています。
- 地域ぐるみで子どもや高齢者を見守るための対策及び学校・警察・道路管理者などの関係機関との連携を継続することが求められています。

施策の主な課題

- ① 高齢者運転免許証自主返納推進
- ② 既販車への後付け安全運転支援装置の普及推進
- ③ 子どもの安全な通学確保のための道路環境整備推進



⁶⁶ 安全運転を支援するための被害軽減(自動)ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載車。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 家庭で交通安全について話し合い、一人ひとりが交通法規に従い、マナーを守り、交通安全意識を持って行動します。
- 交通安全講習に参加します。
- 地域での声かけや街頭啓発など、交通活動に積極的に参加します。
- 高齢者は自らの運転に不安を感じたら、運転免許証を自主的に返納します。
- 高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解し、自覚して行動します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で街頭啓発や交通安全講習を実施します。
- 交通危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の設置に向け、必要に応じて関係機関と協議します。
- 高齢者や子どもなどの見守りや声かけを、地区をあげて行います。

【公助:行政が支援すること】

- 高齢者運転免許証自主返納推進
全国各地で高齢者による交通事故が多発し県内でも発生しています。少しでも高齢者の運転による事故を減少させるために、運転免許証自主返納事業を継続します。
- 車への後付け安全運転支援装置の普及推進
車への後付け安全運転支援装置の啓発を行うことで、高齢運転者の交通事故を減少させ、市民の命を守る対策を行います。
- 子どもの安全な通学確保のための道路環境整備推進
交通安全施設等の整備など、通学路の道路環境整備を進めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	市民 1,000 人あたり市内交通事故件数	2.7 件 (2019(令和元)年)	2.5 件	臼杵津久見警察署調べ
2	市内交通事故で 65 歳以上の歩行者や運転者が関係する交通事故割合	57.8% (2019(令和元)年)	48.0%	臼杵津久見警察署調べ
3	運転免許証の自主返納制度申請件数(年間)	222 件	250 件	

VII-21-52 安心安全な消費生活の実現

5年後のめざす姿

消費者被害などの課題に対応できる相談体制の充実を図り、それぞれの状況に応じた対応を行うとともに、課題や問題を未然に防ぐための啓発活動を推進します。市民一人ひとりが安心安全に暮らせるような消費生活の実現をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 2022(令和4)年から成年年齢の引き下げに伴い、現在未成年の18~19歳が成年者として扱いとなり、親の同意なしに契約することができるようになります。
- 消費生活力の向上を図るため、継続した啓発を行い、日ごろからの意識づけが重要視されています。

【白井市の状況】

- 市民が被害に遭ったときには、「消費生活センター」という相談場所があることの周知徹底に向け継続した啓発に取り組んでいます。
- 中学生や、高校生に対し継続した啓発に取り組んでいます。
- 2022(令和4)年から成年年齢の引き下げに伴い、親の同意なしに契約ができることから、若い時期から消費者力⁶⁷を身につけるような消費者教育がなされなければ、被害に遭ってしまう可能性があります。被害を未然に防止するためにも、中学校・高校へ周知・啓発を継続して行うことが求められています。

施策の主な課題

- ① 消費生活センターの充実
- ② 消費者力の向上



⁶⁷ 安心して豊かな消費生活を送るために必要な力(知識のこと)(力(知識)を備えることで、さまざまなトラブルの回避が可能)。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- さまざまな消費者トラブルの手口などについて、講座・新聞などから情報収集し、被害に遭わないよう気を付けます。
- 被害に遭ったときの相談場所や連絡手段などの知識を持ちます。
- 被害に遭ったときは、早めに周囲に相談します。
- 消費生活に関する出前講座などに積極的に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で、消費者トラブルに巻き込まれないように互いに声かけを行います。
- 地域で被害に遭った人を見つけたら、消費生活センターへ連絡するなどして対応します。
- 消費者出前講座などを地域で実施します。

【公助:行政が支援すること】

- 消費生活センターの充実

専門相談員を配置して、消費生活センターに相談に来られる方々の早期解決支援を行っていますが、今後、さらなる相談体制の充実に努めます。
- 消費者力の向上

相談件数全体の30%以上を占める70代以上の高齢者に対し啓発機会の確保に努めるとともに、若年層(中学生や高校生)へは学校との連携を図り継続して出前講座を実施します。また、ネットや携帯電話の契約トラブル・消費者トラブルなど、年代に応じた出前講座、周知・啓発活動を行うことで消費者力の向上に努めます。さらに、大分県の機関(アイネス)や警察など専門機関と連携に努めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成30)年度)	目標 (2024(令和6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	消費生活センターの認知度	52.0% (2019(令和元)年度)	100.0%	よりよいまちづくりアンケート結果
2	消費生活に関する出前講座などの開催回数(年間)	31回	20回以上	

VII-21-53 虐待(DV⁶⁸・子ども・高齢者・障がい者)予防・対策

5年後のめざす姿

市民一人ひとりが虐待について正しく理解し、虐待が疑われる場合には警察や児童相談所などの関係機関へ速やかに相談するなどの行動がとれるように、認識対応の啓発活動を行います。各関係機関が連携・協力しながら相談体制の構築を行うとともに、虐待の相談に適切に対応できる人材育成の強化をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国は最近の児童虐待に対する対応として、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法」等の一部を改正(2019(平成31)年4月1日施行)して、相談窓口の設置促進や、児童相談所の体制強化などを進めています。

【白井市の状況】

- 児童虐待については、学校と行政が連携し、早期発見の体制を作っています。担当課へ相談に来た市民に対して、ワンストップでの対応を行い、必要に応じて庁内関係課や関係機関が連携して、相談者への支援を行っています。
- 関係課、関係機関が連携した対応を行い、併せて市民への啓発を行うことで、自分や他の人を大切にする気持ちを持つような社会環境の実現が求められています。

施策の主な課題

- ① 市民に対する啓発
- ② 関係機関と連携した相談体制の充実
- ③ 広報啓発などの取組により、潜在化した虐待の顕在化



⁶⁸ 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- さまざまな保育支援サービスを利用しながら、家庭での子育ての負担を軽くします。
- 暴力や虐待に気づいたときは、相談・支援窓口に伝えます。
- 虐待を早期に発見できるように研修会に積極的に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域内で助け合える体制をつくります。
- 虐待を早期に発見できるように地域で研修会を開催します。
- 虐待が疑われる場合はすぐに通報します。
- ちょっとした「おせっかい」や声かけを推進します。
- 民生児童委員を中心に地域での子どもの見守り、介護者への声かけ(連携)を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 市民に対する啓発
引き続き市民への啓発を行い、虐待への正しい理解を進め、社会の見守りで虐待の顕在化、未然防止を行います。
- 関係機関と連携した相談体制の充実
警察や児童相談所、婦人相談所その他の関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、事案が発生した場合のスムーズな支援につなげます。
- 担当職員の資質向上
相談業務を担当する職員が、支援措置を理解するために研修へ参加します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	虐待に関するセミナー等の開催回数(年間)	2 回	4 回	虐待(DV、子ども、高齢者、障がい者)の予防や対策に関するセミナーなどを実施した回数
2	配偶者 DV の相談件数(年間)	7 件	10 件	配偶者 DV の年間相談件数
3	子どもの虐待の相談件数(年間)	48 件	60 件	児童虐待が疑われる場合などの相談及び通告並びに継続対応中の件数
4	高齢者虐待の相談件数(年間)	8 件	10 件	
5	障がい者虐待の相談件数(年間)	0 件	10 件	

施策の展開に関係する個別計画

- 第2次臼杵市男女共同参画基本計画(2017(平成 29)年 4 月～2027(令和 9)年 3 月)
- 臼杵市 DV 対策基本計画(2017(平成 29)年 4 月～2027(令和 9)年 3 月)
- 第2次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画(2016(平成 28)年 4 月～2026(令和 8)年 3 月)
- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画(2015(平成 27)年 4 月～2020(令和 2)年 3 月)
- 第5期臼杵市障がい福祉計画 第1期臼杵市障がい児童福祉計画(2018(平成 30)年 4 月～2020(令和 2)年 3 月)
- 臼杵市高齢者福祉計画及び第7期介護保険計画(2018(平成 30)年 4 月～2021(令和 3)年 3 月)
- 臼杵市高齢者福祉計画及び第8期介護保険計画(2021(令和 3)年 4 月～2024(令和 6)年 3 月)